

一般社団法人函数方程式論刊行会運営規定

2014年12月09日, 設立時理事による理事会および社員総会による決定
2015年1月19日, 理事会および社員総会による改訂

1. 以下会員総会は法律のさだめるところの社員総会を意味する。
2. (趣旨) この規定は定款により会員総会において定めるものとされている事項その他法人運営において基本となるべき事項について定めるものとする。
3. (住所) 本会の事務所は下記の住所におく。
657-8501 神戸市灘区六甲台町 1-1, 神戸大学大学院理学研究科数学専攻内
一般社団法人 函数方程式論刊行会 事務局。
4. (会員) 会員となる者は、次の各事項を記載した入会申込書を本会に提出して行うものとする(形式自由)。(1) 姓名(ローマ字読方附)(2) 雑誌送付先(3) メールアドレス
5. (退会) 退会は本会に申し出ることによるか定款に定められた事由が生じたことによる。年度途中での退会での会費の部分返却は原則おこなわない。
6. (会費) 会員の納める会費は年間 4,500 円とする。本会の運営, 編集の仕事を行うものの会費については理事会の決定により特別の取り扱いをすることができる。
7. (理事) 理事は 4 名とする。理事の任期は 2 年とする。会員総会の議決に基づき期間途中の辞任および再任を妨げない。
8. (議決権) 会員一名が議決権一を持つものとする。
9. (会員総会) 代表理事は定款および運営規定の定めがあるときは、速やかに会員総会を招集しなければならない。その他理事会が必要と認めたとき、または、会員 10 名以上の連名による要請がある時は会員総会を招集することができる。会員総会の議長は代表理事が担当するものとする。定款に特に別段の定めがない限り、会員総会において、総会員の議

決権の2分の1を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって会員総会の決定とみなす。会員総会は委任状の提出をもっても出席とみなす。被委任者は委任状の数だけの議決権をもつものとする。

10. (理事選挙) 理事選挙については立候補者の中から4名を選択する方式とし、上位4名を理事とする。同数の得票がある場合は、抽選による。代表理事は新理事会が決定する。理事の辞任による選挙の場合は上記の4名を辞任した理事の数に読み替える。
11. (監事の任期) 幹事は1名とする。監事の任期は4年とする。会員総会の議決に基づき期間途中の辞任および再任を妨げない。
12. (監事選挙) 幹事選挙については立候補者の中から1名を選択する方式とし、上位1名を理事とする。同数の得票がある場合は、抽選による。
13. (運営規定の変更) 運営規定は理事会の承認を経て会員総会において変更できる。
14. (会員の権利)
 - (a) 会員は当社団法人の出版物を無償もしくは理事会の定める特別価格で入手できる。
 - (b) 会員は正当な理由がある時、会員名簿を閲覧できる。
15. (出版物) この法人は、日本数学会函数方程式論分科会の編集および神戸大学大学院理学研究科数学専攻の援助のもと、欧文誌 Funkcialaj Ekvacioj の出版を行う。
16. (日本数学会会員特典) 欧文誌 Funkcialaj Ekvacioj は日本数学会函数方程式論分科会賛助会員に無償配布する。但し会費を前納しない会員を除く。同誌は日本数学会会員には定価の2割引で販売する。